

沖水工第 0817001 号

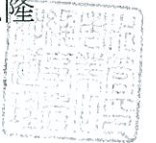
平成 24 年 8 月 17 日

社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会

会長 徳嶺 春樹 様

沖縄市水道事業管理者

水道局長 川畑 弘隆



沖縄市内共同住宅等の連合専用適用条件について

季夏の候、貴殿におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本市水道局では、共同住宅等における水道料金の計算方法について、一戸建て住宅と比較した場合に高めの料金になる場合があるため、特例制度の連合専用として一戸建て住宅と同等に扱う料金計算方法を行ってまいりました。

この制度は共同住宅等の所有者及び管理人からの申請により、連合専用の適用基準を検査した後、その連合する負担戸数について平均料金を計算するもので、一般用に比べて料金が安くなります。

これまで、連合専用の適用基準のひとつとして、受水槽から各部屋への給水が適用基準でございましたが、水道局メーターからの直接給水施設についても適用できる基準となりました。別紙「連合専用給水装置運用基準」をご参照いただき、つきましては、この基準の実施について貴殿のご配慮により、会員へ周知いただきますようご協力お願い致します。

尚、同基準の施行日は、平成 24 年 9 月 3 日でございます。

担当：沖縄市水道局工務課給水係

電話 098—937—5093

FAX 098—934—0681

連合専用給水装置運用基準

平成 24 年 8 月 日

1. 適用基準

- (1)各戸が構造上独立していること
※ただし、(台所、風呂、トイレ)利用上独立している場合は可とする(別紙 1)
- (2)建物に対し住宅部分が6割以上であること。6割に満たない場合は条件(店舗等には別メーター)が整えば適用。(別紙 2)
※ただし、指定給水装置工事事業者以外の工事については、適用外とする。
- (3)局メーターから連合して使用する世帯数は規定内であること。(別紙 3)
- (4)転居又は入居により料金負担戸数に変更が生じたときは届け出ること。
- (5)沖縄市給水条例及び同施行規程に定めがあるもののほか、この適用基準による。
- (6)その他、水道事業管理者が必要と認めた場合。

2. 連合専用給水装置の形態

- (1)「受水槽方式」の場合は、給水引き込み管(親メーター)から連合して使用する世帯数について管理者が別に定める(別紙 3)
- (2)「直結給水方式」の場合は、給水装置申込及び工事申請書の世帯数に基づき定める

3. 料金取扱について

- (1)使用水量を各戸(世帯)が均等に使用したものとみなす
- (2)基本料金は個々の設置メーターまたは給水引き込み管の口径によって定める
- (3)個々の設置メーターまたは給水引き込み管の口径が異なる場合、数が多い口径を基準とする。
※ただし、同数の場合は、口径の小さい方を基準とする。

4. 所掌事務について

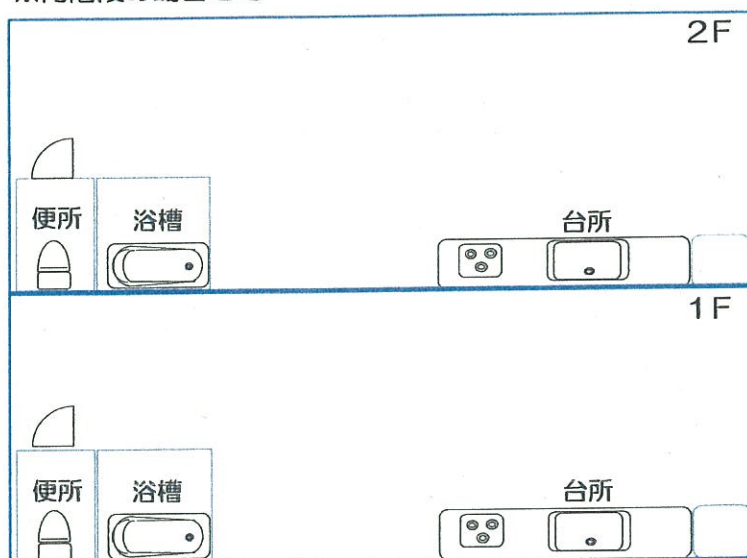
- (1)連合専用給水装置の申請受付
 - ①新規：工務課
 - ②変更、休止、再開、取消：料金課
- (2)連合専用給水装置の申請時施設検査
 - ①新規：工務課
- (3)料金設定について
申請に基づき料金課で設定
- (4)水量増減等に伴う、聞き取り調査及び変更依頼業務は料金課で行う。
※変更＝(変更、休止、再開、取消)

附則

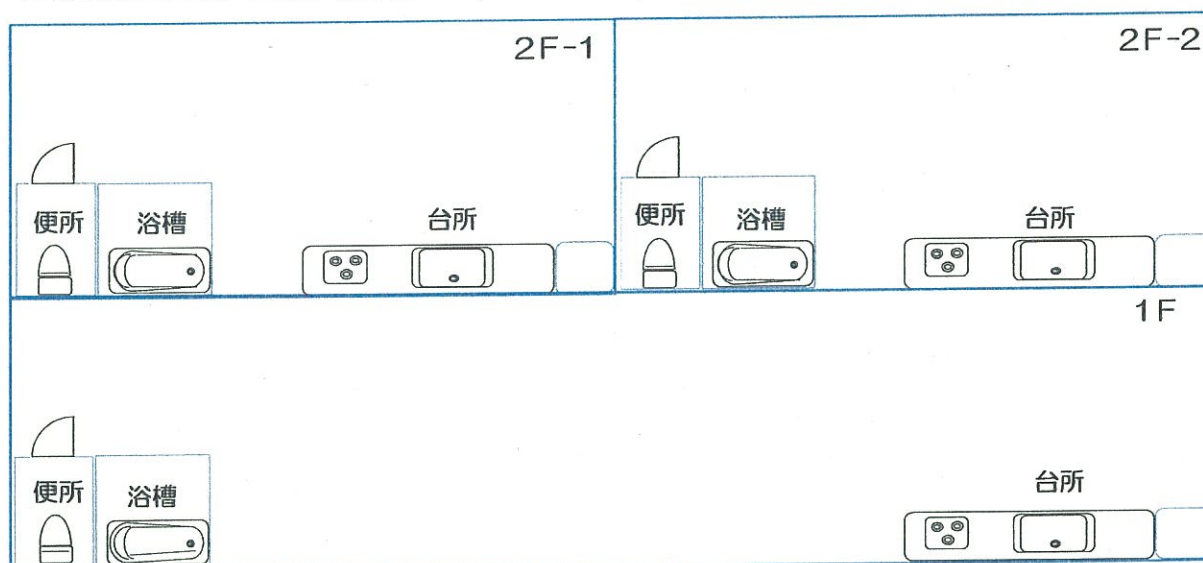
この運用基準は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。

別紙1

(イ)住宅が2世帯の場合（適用）※2連合
※内階段の場合も可

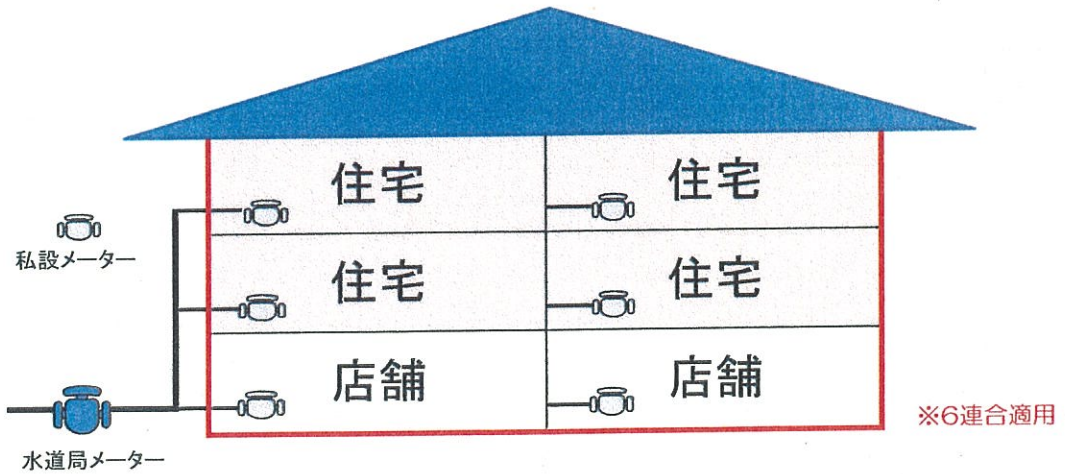


(ロ)住宅が3世帯の場合（適用）※3連合



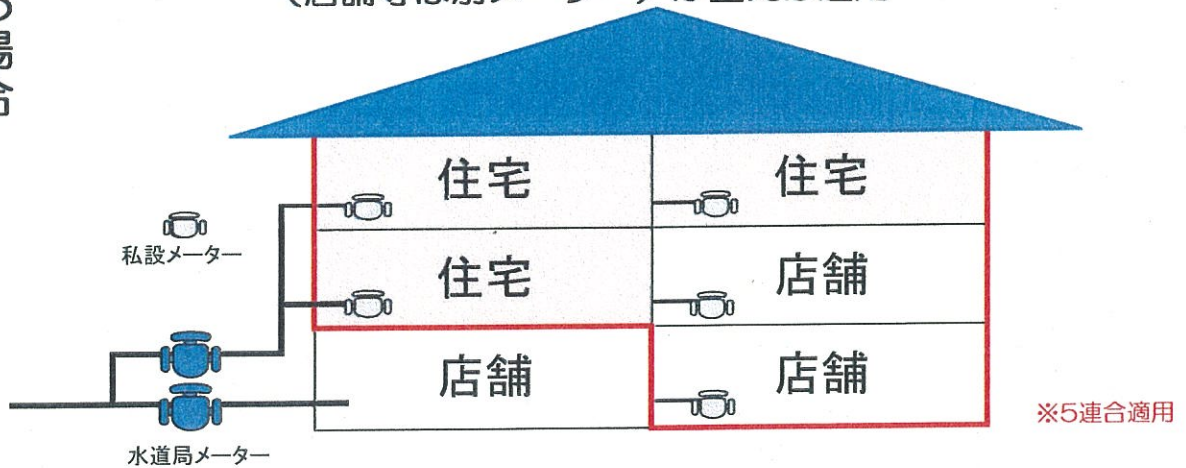
別紙2

建物に対し、住宅部分が6割以上である



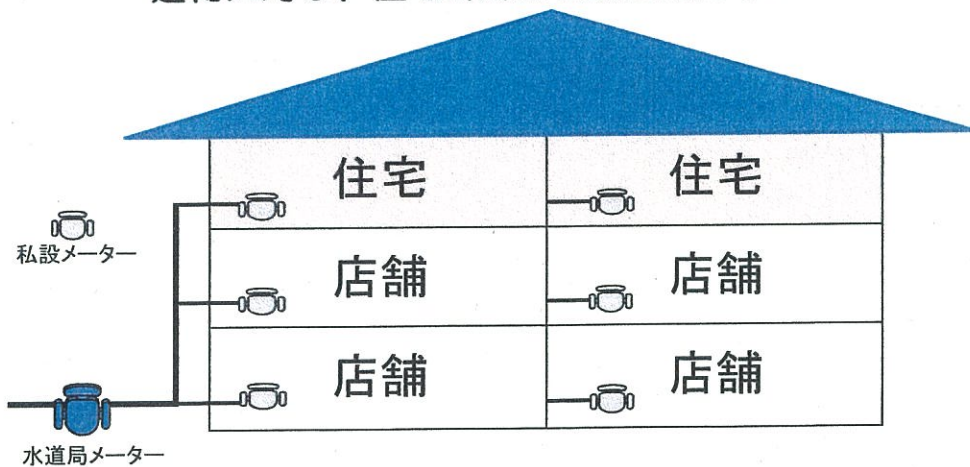
○
適用できる場合

建物に対し、住宅部分が6割に満たない場合その条件
(店舗等は別メーター)が整えば適用



×
適用できない場合

建物に対し、住宅部分が6割に満たない



別紙 3

連合専用分岐世帯数表

受水槽方式の場合

メーター口径	分岐世帯数	メーター使用基準 月間の適正最大使用量
13mm	4	85m ³
20mm	8	170m ³
25mm	12	280m ³
	10	190m ³
40mm	28	700m ³
50mm	84	2,100m ³

※ 水道メーター使用流量基準（日本水道メーター工業会）による。

※ 沖縄市の1世帯平均使用水量25m³を基準とする。ただし、上記の分岐世帯数は、申請される建物（新設・既設）の月間使用水量を検討して決定することができる。

※ 新設のワンルームのアパートで1人～2人の入居を目的とした集合住宅の場合は、1人1日当りの使用水量を400ℓとして計算し月間使用水量を決定する。

（日本水道協会沖縄県支部発行給水装置設計施工指針より）

※ 既設建物の月間使用水量は、入居数を確認の上、一世帯平均使用水量を求め、最大時の月間使用水量を検討して決定する。

※ この表は、平成14年12月10日から適用する

集合住宅の計画使用水量

算出基準

400ℓ × 1人
200ℓ × 3.5人
200ℓ × 4人
200ℓ × 5人